

下水道ポンプの運転調整についてよくある質問

Q 1. ポンプ運転調整の実施頻度はどの程度あるのか。

- ・基準地点となる水位観測所において観測した過去の洪水記録によると、平成 2 年から平成 24 年の 23 年間で、大阪市の対象となるポンプ場では、ポンプ運転調整を実施する水位に達したのは、京橋の基準点では平成 11 年と平成 16 年の過去 2 回になります。
- ・雨の降り方や、潮位などの気象状況によって変わりますが、近年では平成 16 年の台風による豪雨以降では、河川施設や下水道の整備進捗により、ポンプ運転調整を開始する水位に達していません。
- ・今後も、河川施設や下水道施設の整備により、ポンプ運転調整を開始する水位に達する頻度は年々少なくなるよう努めていきます。

Q 2. ポンプ運転調整の実施により、浸水被害が拡大しないのか？

- ・雨の降り方次第では、流域内河川のどの地点でも破堤の危険性のある水位に達し、河川堤防が決壊する可能性があります。
- ・ポンプ運転調整の実施した場合、一般的に、堤防が決壊して大量の河川の水が氾濫する場合と比べると浸水の規模は小さくなると考えています。

Q 3. ポンプ運転調整は河川や下水道の施設整備が完了すれば、必要なくなるのか。

- ・寝屋川流域では、昭和 32 年に観測した戦後最大降雨（時間最大雨量 62.9 ミリ、24 時間雨量 311.2 ミリ）に対して、浸水被害を発生させないことを長期目標として河川施設の整備を進めています。また下水道についても 10 年に一度の大雨（本市では 60mm/h）に対して整備を進めています。
- ・降雨は自然現象であり、計画降雨以上の超過降雨が発生する可能性もあります。したがって施設が完成した後も、大雨が発生すれば運転調整を実施する可能性もありますが、河川施設と下水道施設の整備により、ポンプ運転調整の必要性は確実に小さくなっていくものと考えています。

Q 4. ポンプ運転調整を行う水位を観測する基準点はどのようにして決めたのか。

- ・雨の降り方次第では、流域内河川のどの地点でも破堤の危険性のある水位に達する可能性があるため、寝屋川流域に設置している全ての水位観測所を基準点としています。

Q 5. 浸水被害が起きた場合の補償はどうなるのか？

- ・ポンプ運転調整は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき河川の氾濫によって生じる“壊滅的な水害” から住民の生命と財産を守るために、緊急避難措置として実施するものであり、損害賠償（補償）の対象とならないと考えています。
- ・なお、大阪市では、浸水被害にあわれた方に対して、災害見舞金（床上浸水の場合）、消毒液の配布などを行ってまいります。
- ・また、家屋等の被害に対して、国民健康保険料や固定資産税などが減免される場合があります。